

「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元」  
に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積している。子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっており、教職員定数改善が不可欠である。

令和3年の法改正により、小学校の学級編制標準は令和7年度までに35人に引き下げられた。中学校では令和8年度から段階的に引き下げる方針となっているが、きめ細かい教育活動をすすめるために、30人以下学級の実現が必要である。また、実効性のある働き方改革を実現するため、自治体による「学校・教師が担う業務に係る3分類」をはじめとした施策に必要な財政措置も必要不可欠である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もあるが、自治体間に教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であるため、国の施策として定数改善に向けた財源保障によって、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要である。また、豊かな学びを保証するための条件整備は不可欠である。

よって、国会および政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 学級編制標準の引き下げを検討し、30人以下とすること。
- 2 学校の働き方改革・教職員の長時間労働是正を実現するため、教員の増員や少数職種の増員・配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
- 4 新規採用を持続的に確保すること。また、教職員が専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、処遇改善に必要な財政措置を講じること。
- 5 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月27日

新潟県村上市議会

提出先

内閣総理大臣 石破 茂 殿

総務大臣 村上 誠一郎 殿

財務大臣 加藤 勝信 殿  
文部科学大臣 あべ 俊子 殿  
衆議院議長 額賀 福志郎 殿  
参議院議長 関口 昌一 殿